

ジャックスカードゴールド JCB 会員規約

第一章一般条項

第1条(本会員及び家族会員)

- (1)本会員とは本規約を承諾のうえ、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- (2)本会員が指定した家族で、当社が認めた方を家族会員といいます。なお、当社の都合により家族会員を指定できない場合があります。
- (3)本会員は、本会員と家族会員(以下両者を「会員」といいます。)の本規約に基づく一切の債務につき責任を負うものとします。

第2条(カードの貸与・有効期限)

- (1)本規約に定めるクレジットカードは、JCB カード機能を有する「ジャックスカードゴールド JCB」(以下「カード」といいます。)とします。
- (2)当社は会員1名につき、各1枚のカードを発行し、貸与いたします。カードにはIC(集積回路)チップを搭載したカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (3)会員は、カードを貸与されたときに直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (4)カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与したり、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。
- (5)会員は、カード番号及びカードの有効期限についての情報(以下「カード情報」といいます。)を当社が運営するクレジットカード取引システム(以下「カードシステム」といいます。)の利用以外の目的に使用することはできません。
- (6)カードの有効期限はカードに表示し、当社が引続き会員として認める場合は、当社所定の時期に更新するものとします。
- (7)会員が第3項から第5項のいずれかに違反したことにより他人にカードを利用されたときは、会員は当該カード利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。

第3条(暗証番号)

- (1)当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合又は当社が暗証番号としてセキュリティ上、不適格と判断した場合は、当社所定の暗証番号を登録します。
- (2)会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当該利用はすべて会員による利用とみなし、会員が支払の責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- (3)会員は当社所定の方法にて申出ることにより、暗証番号を変更することができます。但し、ICカードの暗証番号を変更する場合には、カードの再発行手続が必要となり、本章第10条第7項が適用されません。

第4条(年会費・カード盗難保険料)

- (1)本会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。
- (2)年会費は、本章第7条に定めるカード利用による支払代金等と同様の方法で、当社にお支払いいただきます。なお、年会費のみの請求の場合はご利用代金明細書の発行をしないことがあります。
- (3)前二項の定めにかかわらず、当社の都合等により年会費を徴求しない場合があります。

第5条(カードの利用可能枠)

(1)カードの利用可能枠は、家族会員の利用可能枠を含んで当社が審査し決定した枠までとします。但し、当社が会員のカード利用状況もしくは支払状況又は信用状態等により適当と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも次の手続を行うことができるものとします。①利用可能枠を増枠又は減枠すること。②当社から複数枚のカードを貸与された会員に対して会員単位の利用可能枠(以下「総利用可能枠」といいます。)を別に定め、各カードの合計利用残高を総利用可能枠の範囲に制限すること。

(2)前項の定めにかかわらず、カードキャッシング利用可能枠は、会員が希望する利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した枠までとし、カードキャッシング利用可能枠の増枠は会員が要請し当社が認めた場合のみとします。但し、会員のカードキャッシング利用残高がカードキャッシング利用可能枠の範囲内であっても、当社が貸金業法の規制に基づき会員単位で別に定める総カードキャッシング利用可能枠を超える場合は、新たにカードキャッシングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カードのカードキャッシング合計利用残高は総カードキャッシング利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社又は他社におけるカードキャッシング利用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに貸金業法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでもカードキャッシング利用可能枠及び総カードキャッシング利用可能枠を減枠できるものとします。

(3)第1項の定めにかかわらず、支払方法が翌月1回払以外(第二章カードショッピング条項第2条(1)をご参照ください。)のカードショッピング(利用後に支払方法を翌月1回払よりリボルビング払に変更する場合を含みます。)の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規制に基づき会員単位で別に定める割賦販売ショッピング利用可能枠までとし、割賦販売ショッピング利用可能枠の増枠は当社が認めた場合のみとします。会員の翌月1回払以外のカードショッピング利用残高が第1項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、割賦販売ショッピング利用可能枠を超える場合は、新たに翌月1回払以外のカードショッピングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カードの翌月1回払以外のカードショッピング合計利用残高は割賦販売ショッピング利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社又は他社における翌月1回払以外のカードショッピング利用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに割賦販売法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも割賦販売ショッピング利用可能枠を減枠できるものとします。

(4)会員は当社が認めた場合を除き、第1項から第3項に定める利用可能枠(以下「各利用可能枠」といいます。)を超えるカード利用(本項では各利用可能枠の対象となるカード利用のことをいいます。)はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

第6条(カードの機能)

会員は、当社と契約した加盟店(以下「ジャックス加盟店」といいます。)並びに株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店(以下「JCB カード加盟店」といいます。)これら加盟店を総称して「加盟店」といいます。)でカードを利用して商品・権利の購入やサービスの提供(以下「カードショッピング」といいます。)を受けることができます。また、会員はカードを利用して当社から金銭の借入(以下「カードキャッシング」といいます。)をすることができます。

第7条(お支払)

(1)カードショッピングの利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)は当社にお支払いいただきます。

(2)カードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」といいます。)は当社にお支払いいただきます。

(3)カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金(以下「カード利用による支払金」といいます。)その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下「カード利用による支払金等」

といいます。)は、日本円により、本会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の口座(以下「指定口座」といいます。)から、口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社が認めた場合又は事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込又はコンビニエンスストアでの入金などによりお支払いいただく場合があります。

(4)カード利用による支払金は、原則として毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月 27 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。カード利用による支払金は支払日の前日までに指定口座にご用意願います。)に前項の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の 27 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。)からお支払いいただくことがあります。また、本会員の都合によりお支払いいただけない場合で当社が適当と認めたときは、当社は金融機関に再度口座振替の依頼をすることができるものとします。

(5)前二項にかかわらず、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関等の定めるところにより随時弁済をすることができる場合もあります。

第 8 条(日本国外の利用代金の円への換算)

会員の日本国外におけるカード利用による支払金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を当社又は JCB 所定の方法で日本円へ換算のうえ、前条に準じてお支払いいただきます。

第 9 条(カード利用による支払金等の充当順位)

本会員の返済した金額が、本規約及び当社とのその他の契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本会員への通知なくして、当社が認める順序・方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。但し、本会員があらかじめ指定し、当社が認めた場合にはこの限りではありません。

第 10 条(カードの紛失・盗難・偽造及びカード番号の盗用等)

(1)会員は、カード盗難保険にご加入いただきます。

(2)会員がカードを紛失し又は盗難にあったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。また、会員は当社又は保険会社の調査に協力するものとします。

(3)会員が前項の手続を行なった場合、カード盗難保険については当社への届出日の前 60 日以降に起こったカード紛失・盗難その他の事由により、他人に不正利用された不正利用事故による損害金について、次項に定める場合を除き、会員は免責されるものとします。

(4)下記のいずれかに起因する損害については、当社負担の対象とはならず、全額本会員の負担となります。①会員の故意又は重大な過失に起因する損害。②会員の家族・同居人・留守人・関係人による不正利用に起因する損害。③戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失に起因する損害。④会員が第 2 項の届出を怠ったり、カードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用に起因する損害。⑤年会費の支払を怠っている会員の損害。⑥保険会社の規定する担保期間内にもかかわらず、当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された損害。⑦カード利用の際、暗証番号の入力を伴う取引についての損害。(本章第 3 条第 2 項但し書きの場合を除きます。)⑧会員が正当な理由なく、当社又は保険会社の調査等に協力しない場合。

(5)カード盗難保険料は、当社所定の金額とし、本章第 4 条の年会費に含まれるものとします。また、カード盗難保険への加入は、毎年自動的に継続されるものとします。

(6)会員が脱会又は会員資格を喪失した場合は同時にカード盗難保険の適用資格を失うものとします。

(7)カードは紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合には、当社の定める方法等によりカード再発行手数料として 525 円(うち消費税 25 円)をお支払いいただきます。なお、カードを再発行した場合にはカード情報が変更となることがありますが、当該変更に関因する諸手続は会員が行うものとします。

(8)会員のカード情報をもとに作出された偽造カードを使用した不正取引に係るカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

(9)第三者によるカード番号又はカード番号に係るID番号等の盗用に起因する不正取引のカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。

(10)会員は第三者にカード番号又はカード番号に係るID番号等を盗用され、不正な取引が行われたことを知った場合は、速やかに当社に連絡するとともに被害状況等の調査に協力するものとします。

(11)第8項並びに第9項の定めにもかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員は該当カードの利用代金について支払の責を負うものとします。①会員に故意又は重大な過失がある場合。②会員の家族・同居人・留守人・関係人の使用に起因して不正取引が発生した場合。③戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて発生した不正取引の場合。④会員がカードを他人に譲渡または貸与する等、本規約に違反する使用をしていた場合。⑤会員が正当な理由なく、当社の調査等に協力しない場合。

第11条(会員資格の喪失とカードの利用停止・返却)

(1)会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなく当社が貸与したすべてのカードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。また、当社はこれらの措置とともに加盟店にカードの無効を通知することがあります。①入会時に虚偽の申告をした場合。②本規約のいずれかに違反した場合。③本規約に基づく支払債務の履行を1回でも怠った場合。④本章第14条各項のいずれかに該当した場合。⑤カード又は当社とのその他の契約に係る利用状況もしくは支払状況又は当社もしくは他社における信用状態等が適当でないと当社が判断した場合。⑥本会員が死亡した場合。⑦本会員が日本国内に居住しなくなった場合。⑧当社が本会員に対して送付したカード(再発行カードを含みます。)について、当社所定期間内に受領されない場合。⑨カードショッピングの利用可能枠の現金化等を目的とした商品もしくは権利の購入又は役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用等、正常なカード利用でないと当社が判断した場合。⑩前号に定める場合のほか、換金を目的とした商品購入の疑い等、カードの利用状況が適当でない又は不審であると当社が判断した場合。⑪その他当社が会員として不適格と判断した場合。

(2)当社が特定の加盟店との提携によりカードを発行している場合において、当社と当該加盟店間の提携契約が終了したときは、当該カードの有効期間にかかわらず、当社会員に対する通知をもってカードの利用を停止させることができるものとします。なお、この場合において当社は当該カードに代わるカードに入会の案内を行うよう努めるものとします。会員が第1項のいずれかに該当し、又は前項の場合において、当社又は当社の委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちにカードの返却を行うものとします。また、本会員は、本規約に基づく当社に対する債務については、カードの利用停止又は会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

第12条(反社会的勢力の排除)

(1)会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団。②暴力団員。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等。⑥その他上記①～⑤に準ずるもの。

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた要求行為。③カードシステムに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。⑤その他上記①～④に準ずる行為。

(3)会員が、(1)①～⑥のいずれかに該当し、もしくは(2)①～⑤のいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社とのカード会員契約を継続することが不適切である場合には、会員は、当社の通知又は請求により期限の利益を失うとともに会員

資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第 13 条(会員の都合による脱会)

会員が都合により脱会するときは、当社所定の届出をするとともに当社にカードを返却するか、当社の指示により会員においてカードを裁断し破棄するものとします。但し、当社に脱会の申出をした場合であっても、本規約に基づく本会員の当社に対する債務の全額を完済したときをもって脱会したものとします。なお、本会員は、本規約に基づく当社に対する債務については、脱会の申出後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

第 14 条(期限の利益喪失)

(1)本会員が、カードキャッシングの支払金又は翌月 1 回払のカードショッピングの支払金の支払いを 1 回でも遅滞したときは、当然に期限の利益を失い当社に対する当該未払債務の全額を直ちに支払いただきます。なお、カードキャッシングについては旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

(2)本会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちに支払いただきます。①カードショッピングの支払金のいずれか一つでも支払を遅滞し、当社から 20 日間以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。但し、②の場合を除く。②売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合は、カードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。③自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。④強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。⑤破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。⑥カードを他人に貸与したり譲渡、質入れ、担保提供等を行ったとき又はカードを利用して購入した商品・権利を質入れ、譲渡、賃貸するなど当社が有する商品・権利の所有権を侵害する行為をしたとき。

(3)本会員が次のいずれかに該当したときは、当社の通知又は請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払いただきます。①本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。②第三者に債務整理等の委任をすること、その他信用状態が著しく悪化したとき。

第 15 条(届出事項の変更等)

(1)本会員は、当社に届出た会員の自宅住所・氏名・勤務先・連絡先電話番号・指定口座等(以下「届出事項」といいます。)について変更があった場合には、遅滞なく、所定の届出書又は電話もしくはインターネット等の当社所定の方法により届出事項及び年収・世帯主の内容等貸金業法又は割賦販売法等に基づき当社が必要とする事項を当社に届出又は通知するものとします。

(2)本会員は、前項の届出又は通知を怠ったことにより、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、当社が通常到達すべきときに本会員に到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、前項の届出又は通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(3)本会員が当社に対して第 1 項に定める届出又は通知を行わなかったときであっても、当社が適法・適正に収集した会員の個人情報その他の情報により届出事項に変更があったと判断した場合には、当社は当該届出事項について第 1 項の届出又は通知があったものとして取扱うことができ、会員はこれを異議なく承諾するものとします。

(4)本会員は、当社に届出た自宅住所とは別の住所をご利用代金明細書の送付先として申出することができるものとします。但し、この場合であっても、当社が法令又はその他合理的な理由により必要と認めた場合は、当社がご利用代金明細書を自宅住所宛てに送付するものとします。なお、ご利用代金明

細書以外の送付物(カード・更新カードの送付、お支払いに関するご通知等の送付、その他事務処理に関する通知等の送付など。)の送付先については、本会員が当社に届出た自宅住所と別の住所にすることはできないものとします。

第 16 条(収入証明書等の提出)

本会員は、当社から源泉徴収票等の収入又は収益その他資力を明らかにする書面又は当該書面の写し(以下「収入証明書等」といいます。)の提出等に関して以下の事項に異議なく同意するものとします。

- (1)本会員が当社から収入証明書等の提出を求められたときは当社が定める期間内にこれに応じること。
- (2)前項により提出した収入証明書等に記載された内容を当社が確認するとともに当社が定める期間は記録・保存すること及び本会員の返済能力の調査に使用すること。
- (3)第 1 項により提出した収入証明書等は会員が脱会又は会員資格を喪失した場合であっても返却しないこと。
- (4)収入証明書等の提出に応じていただけないとき又は収入証明書等を提出いただいても当該収入証明書等の記載内容及び返済能力の調査結果によっては、会員に通知することなく利用可能枠の減枠もしくはカードの利用停止又は会員資格を喪失させる場合があること。

第 17 条(付帯サービスの提供)

- (1)会員は、当社又は当社が提携する会社(以下「提携会社」といいます。)が提供するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)を受けられる場合があります。付帯サービスの内容及び利用条件等については、別途当社から本会員に対して通知するか当社のホームページにて公表するものとします。
- (2)会員は、付帯サービスの内容及び利用条件等について、当社が通知又は公表することなく変更又は提供を中止することについてあらかじめ承諾するものとします。
- (3)会員がカードの利用を停止され又は会員資格を喪失した場合には、当該事由発生前に申込んだ付帯サービスを含めて、付帯サービスの提供を受ける権利を喪失するものとします。

第 18 条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員が日本国外でカードを利用する場合、現に適用され又は今後適用される諸法令・諸規約などにより許可書・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の請求に応じこれを提出するものとします。また、日本国外でのカードの利用の制限あるいは停止に応じるものとします。

第 19 条(債権譲渡)

本会員は、当社が事前に通知することなく本規約に基づく債権を必要に応じて当社の取引金融機関等に譲渡することに異議がないものとします。

第 20 条(住民票等取得の同意)

カード入会申込者及び会員は、本申込みを行う者が申込書に記載されたカード入会申込者又は会員に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、当社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第 21 条(規約の変更)

本規約の変更については、当社から本会員に変更内容を通知した後又は新会員規約を送付した後に会員がカードを使用したときは、会員は変更内容を承諾したものとみなすことに異議がないものとします。

第 22 条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 23 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第二章カードショッピング条項

第 1 条(カードショッピングの利用)

(1)会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名を行なうことにより商品・権利の購入とサービスの提供等を受けることができます。なお、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きによりカードの取引を行う場合があります。

(2)郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えて取引申込書にカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に前記の事項を告知することによりカードの取引を行うことができます。

(3)インターネット等各種ネットワークによる取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えてカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することによりカードの取引を行うことができます。

(4)通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード番号、有効期限等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更にかかる情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。

(5)会員のカードショッピング利用に際して、利用金額、購入する商品・権利又は提供されるサービスの種類等によっては、事前に当社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードショッピング利用に関する照会を行うこと及び当社が電話等の方法により直接又は加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認することをあらかじめ承諾するものとします。

(6)①会員がジャックス加盟店でカードショッピングをした場合、会員はカード利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。②会員が JCB カード加盟店でカードショッピングをした場合、会員は加盟店が会員に対するカード利用代金債権を JCB に譲渡し、さらに JCB が当社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

(7)カードショッピングを利用して購入した商品・権利の所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで当然に当社が有することを会員は異議なく承諾するものとします。

第 2 条(カードショッピングの支払金の支払方法)

(1)①カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月 1 回払・回数指定分割払・ボーナス併用回数指定分割払・ボーナス 1 回払・残高スライド元金定額リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。②会員が日本国外の JCB カード加盟店でカードを利用した場合は、原則として翌月 1 回払となります。

(2)①会員が翌月 1 回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス 1 回払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は表 1 のとおりになります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は表 1 と異なる場合があります。

【表 1】

(a)	支払回数	1回	2回	3回	6回	10回	15回	20回	ボーナス1回
(b)	支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	15	20	2~4
(c)	実質年率(%)	0	0	12.25	14.00	14.75	15.00	15.00	0
(d)	利用代金 100 円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0	0	2.04	4.08	6.80	10.20	13.60	0

②お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に表 1 の (d) の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 100,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$$100,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (6.8 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 106,800 \text{ 円}$$

●月々の分割支払金

$$106,800 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,680 \text{ 円}$$

③月々の分割支払金は、カードショッピングの支払金の支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、月々の分割支払金の単位は 1 円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。④ボーナス併用回数指定分割払のボーナス支払月は、原則として 7 月、12 月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。また、ボーナス支払月の加算総額は、1 回当たりのカードショッピングの利用代金の 50.00%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス支払月の加算金額は、1,000 円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。

⑤ボーナス 1 回払の支払は、原則として 7 月、12 月に一括してお支払いいただきます。なお、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただきます。⑥一部の加盟店によっては、支払回数及び回数指定分割払手数料等が表 1 と異なる場合があります。また、1 回払、2 回払に回数指定分割払手数料が掛かる場合があります。なお、翌月 1 回払で回数指定分割払手数料が掛かる場合は、当該手数料には別途消費税が付加されます。(3)①会員が残高スライド元金定額リボルビング払を指定した場合、毎月の弁済金(※1)の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料(※2)をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して 1.25%を乗じた額とします。

●包括信用購入あっせんの手数料の料率(※2)

実質年率 15.00%

②弁済金(※1)の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の支払元金が 10,000 円の場合で、利用残高が 100,000 円の時

●支払元金

10,000 円

●包括信用購入あっせんの手数料(※2)

$$100,000 \text{ 円} \times 1.25\% = 1,250 \text{ 円}$$

●弁済金(※1)

$$10,000 \text{ 円} + 1,250 \text{ 円} = 11,250 \text{ 円}$$

※1 カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

※2 カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

③本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。④本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月 1 回払、または、ボーナス 1 回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。⑤毎月の支払元金は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が 50 万円以内の場合は本会員が申込み時に指定した金額となり、リボルビングの利用残高が 50 万円を超える場合は 50

万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。(4)会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、残高スライド元金定額リボルビング払の場合、第一章第21条の規定にかかわらず、当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第3条(費用・公租公課等の負担)

(1)本会員は、カードショッピング利用による支払金の遅滞等、会員の責に帰すべき事由により生じた、次の費用を当社に支払っていただきます。①当社が訪問集金したときは訪問集金費用(訪問回数1回につき1,050円(うち消費税50円))。②当社が第一章第14条第2項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。③当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料(手続回数1回につき315円(うち消費税15円))。振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料等(送付1回につき315円(うち消費税15円))。

(2)本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税及び地方消費税その他の公租公課は本会員が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても本会員が負担するものとします。

第4条(遅延損害金)

(1)本会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金又は弁済金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。①支払方法が翌月1回払以外の取引については当該分割支払金に対し年20.00%を乗じた額あるいはカードショッピングの支払金の全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引の場合を除く。②リボルビング払、支払方法が翌月1回払、又は支払方法が翌月1回払以外であっても割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引もしくは割賦販売法に定めがない権利に関する取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年14.60%を乗じた額。但し、売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。③売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年20.00%を乗じた額。

(2)会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。①前項①の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。②前項②の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。③前項③の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年20.00%を乗じた額。

第5条(早期完済の場合の特約)

本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の回数指定分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻を当社に請求できるものとします。

第6条(見本・カタログ等と提供内容の相違)

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡され又は提供された商品・権利又は役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかなき場合は、速やかに会員は加盟店に商品の交換又は再提供を申出るか又は当該売買契約等の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。

第7条(支払停止の抗弁)

(1)本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・役務について、支払を停止することができるものとします。①商品の引渡し、権利の移転、又は役務の提供がなされないこと。②商品・権利・役務に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること。③その他、商品・権利の販売、又は役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

(2)当社は、会員が前項の支払の停止を行なう旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。

(3)会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、加盟店と交渉を行なうよう努めるものとします。

(4)会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

(5)第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。①売買契約・役務提供契約の目的・内容が会員にとって営業のためのもの(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。)であるとき。②回数指定分割払及びボーナス併用回数指定分割払の場合で、1回のカード利用にかかる支払総額が4万円に満たないとき。③残高スライド元金定額リボルビング払の場合で、1回のカード利用にかかる現金価格が3万8千円に満たないとき。④本会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。⑤会員の指定した支払方法が翌月1回払であるとき。⑥割賦販売法の定める指定権利以外の権利であるとき。

(6)当社がカードショッピングの支払金の残額から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、本会員は控除後のカードショッピングの支払を継続するものとします。

第三章カードキャッシング条項

第1条(カードキャッシングの利用方法)

(1)会員は当社の定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法により、カードキャッシングをすることができます。①会員が当社所定の現金自動貸付機等(以下「CD・ATM」といいます。)にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をした場合。②インターネットにより当社所定の申込み手続をした場合。この場合の融資金は当社が定める日に第一章第7条に定める指定口座に振込むものとします。③JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続をした場合。④その他当社所定の方法による場合。

(2)カードキャッシングによる借入は1万円単位(但し、日本国外で利用する場合は、JCBもしくは当社が指定する現地通貨単位)とします。

(3)カードキャッシングは当社が認めた会員のみが利用することができます。

第2条(カードキャッシングの支払金の支払方法)

(1)①日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、1回払、元金定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。②JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、カードショッピングと同一とします。③当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングの1回払、リボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、利用手数料として利用金額が1万円以下の場合は105円、利用金額が1万円を超える場合は210円を当該カードキャッシングの初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。

(2)①1回払の場合、融資金に利息を加算し一括してお支払いいただきます。利息は融資金に対して実

質年率 18.00%の割合で日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、利息は融資金に対して、当社が本会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。②リボルビング払の毎月の支払元金は、当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。また、利息の実質年率は 15.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第 1 回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第 1 回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。③ボーナス併用払のボーナス支払月は年 2 回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額(10,000 円単位)のうちから本会員があらかじめ当社に届出するものとします。④本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングの支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。⑤本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードキャッシングの支払金の支払方法について、1 回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。なお、1 回払とリボルビング払の利息の実質年率が異なるカードの場合、支払方法の変更後の利息は利用日の翌日よりリボルビング払の利息が適用されるものとします。また、利用日から支払方法の変更までの期間に利息制限法、その他の理由により利息の実質年率が変更された場合は、実質年率が変更された日から新しい利息が適用されるものとします。

(3)会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、第一章第 21 条の規定にかかわらず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

(4)会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

第 3 条(期限前弁済)

会員が、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済する場合には、前条の規定にかかわらず第 1 回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第 2 回以降の返済の期限前の融資残高については前回支払日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率 18.00%(但し、リボルビング払は実質年率 15.00%)の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

第 4 条(遅延損害金)

本会員がカードキャッシングの支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払元金に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払元本に対し、それぞれ年 20.00%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 5 条(カードキャッシングに係る書面の交付)

(1)会員がカードキャッシングを利用したとき、又は、カードキャッシング 1 回払指定後にリボルビング払へ支払方法の変更をしたときは、本会員に対して貸金業法第 17 条第 1 項に定める書面を交付します。なお、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当該書面作成日時点でのものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。

(2)前項にかかわらず、会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項に定める書面に代えて貸金業法第 17 条第 6 項及び第 18 条第 3 項に定める書面(なお、当該

書面は貸金業法第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項に定める書面より記載内容が簡素化されております。また、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当社が定める期間の終了日時点のものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。)を本会員に対して交付することについてあらかじめ承諾するものとします。但し、本会員は当社に申出ることにより当該承諾を撤回することができるものとします。当社はこれに応じるものとしますが、この場合には貸金業法第 17 条第 1 項に定める書面を交付します。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当社が会員に対して通知することなくカード(キャッシング)の利用を停止させていただく場合があります。①前二項に掲げる書面が住所不明等で不着となり、当社が本会員の住所等について調査しても本会員の住所が判明しない場合。②前二項に掲げる書面の送付について拒否される場合。

(4) 前項に基づいて当社がカード(キャッシング)の利用を停止した後であっても、当社が認めた場合には、カード(キャッシング)の利用の停止措置を解除する場合があります。

第 6 条(貸付けの契約等に係る勧誘の承諾)

本会員は、当社が本会員に対して貸付けに係る契約に関する勧誘を行うことについてあらかじめ承諾するものとしますが、本会員が勧誘の全部もしくは一部について承諾しないとき又は当該承諾を撤回するときは、当社に対し勧誘の中止又は停止を求めることができ、当社はこれに応じるものとします。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

個人情報の信用情報機関への登録・利用

(1) 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、会員の支払い能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に限り、それを利用することに同意します。

(2) 会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表 1 に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト

フリーダイヤル:0120-810-414

URL(<http://www.cic.co.jp/>)

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、

上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル

フリーダイヤル:0120-441-481

URL(<http://www.jicc.co.jp/>)

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、

上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館

フリーダイヤル:0120-122-878

URL(<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>)

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、

上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

(5) 上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。

1) 株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

2) 株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。

貸金業法第 17 条及び同法施行規則第 13 条の定めによる受取書面

カード会員申込書(電磁的対応を含みます。)

※上記以外に受取っている書面がある場合は別途ご案内させていただきます。

「カード送付のご案内」の「ご入会日」は貸金業法で定める極度方式基本契約では、貸金業法第 17 条第 2 項第 2 号の「契約年月日」を表示したものです。

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談及び支払停止のお申出の内容に関する書面(第二章第 7 条(4))については、下記にご連絡ください。
3. 第一章中のキャッシングに係る事項及び第三章は、キャッシング利用可能枠のいかんにかかわらず、当社がキャッシング利用可能枠を設定した場合にのみ適用されます。

株式会社ジャックス

登録番号:北海道財務局長(10)第 00007 号

日本貸金業協会会員第 000008 号

東京カスタマーセンター(お客様相談室)

〒243-0489 神奈川県海老名市中央 2-9-50

海老名プライムタワー

電話番号[着信先:神奈川県座間市]046-298-6000

大阪カスタマーセンター(お客様相談室)

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-5-3

千里朝日阪急ビル

電話番号[着信先:大阪府豊中市]06-6872-6111

=====

【貸金の相談・苦情・紛争受付窓口】

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

(受付時間 9:00~17:30 土・日・祝日、年末年始を除く)

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

=====

「消費税率及び地方消費税率は平成 20 年 1 月 1 日現在のものです」